

基本政策Ⅲ 健やかで心ふれあうまちづくり

政策1 みんなで支え合い福祉の心を築くまちづくり

■現状と課題

●ともに支え合う地域社会の構築

本市では、行政、民間事業者、市民グループなどさまざまな組織・団体によって多様な福祉サービスが提供されています。すべての市民が個人の尊厳を保ちつつ生きがいをもった生活を営むために、住み慣れた地域で生活しながら、あらゆる場面で地域とかかわりを持っていくことが重要です。このため、高齢者や障害者など福祉サービスが必要な人への専門的な援助を行うとともに、地域で自立し、社会参加できる支援体制の構築が必要です。

●障害者（障害児）の生きがいある生活に向けて

障害を持つ人が生きがいをもって暮らすためには、意欲と能力に応じて自立し、地域社会とのかかわりを持っていくことが求められています。このため、雇用機会の保障や教育の充実など自立した生活への支援体制づくりや、施設のバリアフリー化¹²、障害者への理解を深めるための条件整備が必要です。また、障害者福祉制度の改革により低所得者層への急激な負担増などを招かないよう、配慮を行う必要があります。

●生活保護世帯の自立支援

近年の経済環境から本市の要保護世帯数¹³は増加傾向にあります。今後とも、生活保護制度の適切な運用による生活支援に努めるとともに、個々の状況に応じた相談・指導を充実し、要保護世帯の経済的・社会的な自立を図っていくことが求められています。

¹² バリアフリー化

もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」、つまり段差や幅の狭い間口など障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。

¹³ 要保護世帯数

病気や障害などで働けなくなったり、失業して収入が無くなったり、働いていても収入が少なかったりして生活に困る場合があります。そのようなときに、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障され、自分の力で生活していけるようになるまで支援を受けている世帯の数を言います。



■施策の方向

(1) 地域福祉の推進

福祉サービスを必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、社会福祉団体との連携を図り、福祉・保健に関する専門的な支援を受けながら、自立と社会参加が容易にできる地域づくりを推進します。また、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人にとって分かりやすく暮らしやすいまちづくりを推進します。

[主要事業]

- ▶ 地域福祉推進体制の整備
- ▶ 地域における相互扶助体制の整備
- ▶ 社会福祉団体の育成
- ▶ まちのユニバーサルデザインの推進

(2) 障害者福祉の推進

障害者や障害児が地域で自立した生活を送ることができるよう、保健福祉サービスの充実を図るとともに、就業・教育支援や社会活動への参加を進めます。

[主要事業]

- ▶ 障害者（障害児）の生活自立支援
- ▶ 障害福祉サービスの充実
- ▶ 成年後見制度¹⁴の推進

(3) 生活保障・自立支援の推進

生活困窮世帯の的確な実態把握に努め、低所得者世帯の生活の安定を図ります。また、相談や指導、雇用対策を進め、被保護世帯の自立を促進します。

[主要事業]

- ▶ 生活保護制度の適切な運用
- ▶ 要保護世帯の自立支援

¹⁴ 成年後見制度

障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消すことができるようにすることによって、不利益から守る制度のことを言います。

■政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
福祉ボランティア登録者数	介護・福祉に関する市民の関心度合いを示す指標	市社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアの数	1,233人	H16	8,000人
日常生活で孤独を感じる一人暮らし高齢者の割合	独居高齢者に対する地域の見守りや支援の状況を示す指標	独居高齢者のうち「日常生活において孤独を感じる」と答えた人の割合	—		後年設定
障害者が居宅生活支援サービスを利用した回数	障害者の生活自立支援の状況を示す指標	年間に障害者一人当たりが支援費制度や精神障害者居宅介護事業、一時擁護（レスパイト）事業、訪問入浴、福祉タクシー、補装具・日常生活用具交付事業等のサービスを利用した回数	4.3回	H16	6.4回

※現況値が「—」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。

■現状と課題

●高齢者へのきめ細かな支援

本市は、市民のほぼ7人に1人が65歳以上の高齢者で、ほぼ5人に1人が高齢者である県の平均に比べて高齢者の割合は低くなっています。しかし、本市の高齢化率の推移を見ると徐々にではありますが、高齢化の進行をうかがうことができます。こうした中、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、寝たきり予防対策などの健康づくりや日常生活の支援など、きめ細かな対策が求められています。

●健全運営ができる介護保険制度への対応

本市の介護保険の認定率（要支援・要介護認定者の第1号被保険者¹⁵に対する割合）は、平成17年3月末で13.7%となっています。これは県平均の14.4%を下回り、本市は元気な高齢者が多いと言えます。しかし、本市でも徐々に高齢化が進み、介護保険給付費の増加が予測されますので、今後は、介護予防対策に重点を置きながら、介護保険制度の健全運営を図っていくことが求められています。

¹⁵ 第1号被保険者
65歳以上の人全員を言います。



■ 施策の方向

(1) 高齢者福祉の推進

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、高齢者の福祉サービスを充実するとともに、各種スポーツ大会や教養講座などの生きがいと健康づくり対策を推進します。

また、高齢者がその意思を十分尊重され、不当な不利益を被ることのないよう、あらかじめ代理人を選任できる成年後見制度を推進します。

[主要事業]

- ▶ 高齢者福祉サービス事業の充実
- ▶ 高齢者生きがい・健康づくり事業の推進
- ▶ 成年後見制度の推進

(2) 介護保険制度の充実

要介護となる恐れがある人を対象に、身体機能の維持や健康増進を図る介護予防対策を進めます。また、介護・福祉・医療などの中核的支援機関として地域包括支援センター¹⁶の健全な運営を推進します。

介護保険制度については、低所得者層にも配慮しながら運営の健全化に努めます。

[主要事業]

- ▶ 介護予防の推進（地域支援事業の実施）
- ▶ 地域包括支援センターの健全運営
- ▶ 介護保険制度の健全運営

¹⁶ 地域包括支援センター
平成17年に改正された介護保険法により新たに位置づけられた機関で、介護保険が適用されない人に対しても、その人が要支援・要介護状態にならないように介護予防サービスなどを提供することになっています。

■ 政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
介護保険認定者の割合（65歳以上の高齢者のうち）	高齢者福祉サービスの認定状況を示す指標	介護保険の認定を受けた人の割合	13.7%	H16	12.8%
介護保険サービスの満足度	介護保険サービスに対する評価を示す指標	市民アンケート調査において、満足傾向の回答をした人の割合	—		後年設定
高齢者の社会参加活動と交流事業への参加の数	高齢者の生きがい対策や社会貢献の状況を示す指標	過去1年間にボランティアや地域活動をしたことのある高齢者の延べ人数	4,745人	H16	6,000人

※現況値が「—」で表示してあるものは現況値が明らかでないことを表し、目標値に「後年設定」と表示してあるものは実施計画等において望ましい目標値を設定していく予定であることを示しています。

■現状と課題

●みんなで支える子育て支援

本市は、子どもの健全育成や女性の就業支援を図るため、学童保育¹⁷事業やファミリーサポートセンター¹⁸の開設など、子育て支援を推進しています。子育ての孤立感や育児に対する不安感や負担が増大していると言われる中で、若い世代が多い本市では、相談や情報提供、心の支援などが重要となっています。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、男性を含めた働き方の見直しや子育てに余裕ができた女性の再就職支援などが求められています。

●児童福祉サービスの多様化

本市には、現在、官民合わせて16の保育園があり、延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育や乳児保育など充実した保育サービスを提供しています。今後、女性の社会参加の拡大により、保育サービスに対するニーズの多様化が予想され、さまざまなニーズに応じた保育サービスの推進が求められています。また、老朽化した保育園の改修など保育環境の改善が必要となっています。一方、社会問題化している児童虐待への適切な対応や、経済的な自立が困難なひとり親家庭に対する支援など、子どもの権利保護と健やかな育成のための支援が求められています。

¹⁷ 学童保育

親が働いていて放課後の保育が十分保障されない小学校低学年児童に対し、家庭に代わる保育を行う施設や事業のことを言います。

¹⁸ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい依頼会員と、育児の援助を行う提供会員という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援のシステムを推進するセンターのことを言います。



■ 施策の方向

(1) 次世代育成支援対策の充実

安心して子育てができるよう、地域での育児支援、子育て中の家庭や働く親などを対象とする相談・情報提供、経済的支援などを行います。

また、子育てと仕事が両立できるよう、男性の育児休暇の取得や女性の再就職支援などに向けた企業・社会の意識の醸成や環境づくりを進めます。

[主要事業]

- ▶ 地域で支える子育ての支援
- ▶ 母子保健の充実
- ▶ ゆとりある子育ての支援

(2) 児童福祉の推進

保護者の家族構成や働き方の変化に対応した延長保育・一時保育など柔軟性のある保育サービスを提供するとともに、保育士の研修機会の充実を図るなど保育サービスの向上に努めます。また、老朽化した園舎の整備を進めるとともに、一層の保育環境の充実を図ります。

さらに、児童虐待防止に努めるとともに、一時的に養育困難な児童を持つ家庭への支援やひとり親家庭などへの経済的援助などを進め、児童と家庭の安心を図ります。

[主要事業]

- ▶ 保育サービスの充実
- ▶ 保育園整備の推進
- ▶ 児童と家庭の安心の確保

■ 政策の達成目標 (成果指標)

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
合計特殊出生率	子育て支援による成果を図る指標	一年間に15歳から49歳までの女性一人あたりが生んだ子どもの数	1.54	H16	1.64
ファミリー・サポート・センターの利用件数(年間)	女性の就業支援の状況を示す指標	ファミリー・サポート・センターの利用実績(年間利用件数)	0件	H16	750件
放課後児童クラブ及び児童館・児童センターの利用者数(年間)	子どもを育成するための地域環境の整備状況を示す指標	放課後児童クラブ、児童館・児童センターの年間延べ利用者数	167,803人	H16	237,600人

■現状と課題

●健康づくりの推進

高齢化が進む中で、わが国の平均寿命が女性 85.59 歳、男性 78.64 歳に達し、健康寿命（生涯を健康に過ごすことができる期間）も延ばすことが重要な課題となっています。本市では、生活習慣病（悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患）による死亡原因が全体の約 6 割（平成 15 年）を占めています。このため、生活習慣病を予防する観点から、高血圧、高脂血症、糖尿病の内臓脂肪型症候群に関する健康診査を実施のうえ保健指導を行い、生活習慣の改善を進めています。市民アンケートでは「各種健康診断などの受診体制」については、満足傾向¹⁹が 6 割を超えており、本市の保健サービスの充実をうかがわせます。

今後さらに、市民が健やかな生活を送るためには、発病を予防する「一次予防²⁰」に重点を置いた対策の推進とともに、自主的な健康づくりを地域や社会で支援していく環境づくりが求められています。

●恵まれた医療環境

本市では、病院が 4 カ所、一般診療所が 41 カ所、歯科診療所が 26 カ所開設されるなど、医療環境に恵まれています。さらに、専門医療機関として山梨大学医学部附属病院、国立甲府病院、県立中央病院などが隣接市に整備されています。今後は、疾病予防を進めるため、日常の健康管理など初期包括医療（プライマリー・ヘルス・ケア²¹）が重要となっており、地域医療機関との連携の強化が求められています。一方、休日・夜間に発生する急患に対しては、初期救急から 3 次救急医療²²までの体制が整っており、子どもを対象とする小児救急医療についても、小児初期救急医療センターを拠点に救急医療体制が整備されています。

●求められる安定的な国民健康保険運営

本市の国民健康保険加入世帯数は約 1 万 2 千世帯（約 47%）、医療費は 1 世帯当たり年間約 60 万円（平成 16 年度）で、この約 7 割を保険者（市）が負担しています。加入率、医療費とも増加傾向にあり、安定的な保険制度の運営が課題となっています。また、高齢者医療保険制度の改革に向けた検討が進む中、適切な対応が必要となります。



¹⁹ 満足傾向

「非常に満足である」、「満足である」、「どちらかといえば満足である」を合わせた割合です。

²⁰ 一次予防

病気にならないように、普段から健康増進に努めることを言います。

²¹ プライマリー・ヘルス・ケア

プライマリーとは「最初の」「最も重要な」などを意味する言葉で、ここでは「住民に最も身近な」という意味合いを持っています。ヘルス・ケアは「健康づくりに取り組む」ことを意味します。したがって、プライマリー・ヘルス・ケアとは住民に最も身近な地域の、住民にとって最も重要な健康づくりの取り組みのことを言います。

²² 3 次救急医療

最も重症な患者を対象とする救急医療を言います。

■施策の方向

(1) 自らの健康づくりの推進

生活習慣病を患ったり、介護を必要とする状態に陥ることを防ぐため、自ら生活習慣を改善できるよう、継続的に個別健康教育・相談を行い、市民の健康意識の高揚と健康管理に対する正しい知識の普及に努めます。さらに、「自らの健康は自らが守る」を基本に心身ともに健やかな生活が送れる環境づくりを推進します。

また、感染症のまん延防止を図ります。

[主要事業]

- ▶健康づくりへの支援（歩行浴施設の活用など）
- ▶生活習慣の改善指導（健診率の向上）
- ▶感染症予防の推進

(2) 医療体制の充実

かかりつけ医にまず相談・受診する生活習慣の定着を図り、病院と診療所の適切な連携を促進します。また、小児救急をはじめ休日夜間などに適切な治療が受けられるよう、救急医療体制を推進します。

[主要事業]

- ▶地域医療体制の充実
- ▶救急医療体制の充実
- ▶かかりつけ医の確保

(3) 国民健康保険制度等の充実

安定的な国民健康保険制度の運営と保健事業の充実に努めるとともに、導入が検討されている新たな高齢者医療保険制度への適切な対応を図ります。

[主要事業]

- ▶国民健康保険制度の安定的運営の推進
- ▶新たな高齢者医療保険制度への適切な対応

■政策の達成目標 成果指標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
健康診断の受診率（年間）	心身の健康維持への支援の状況を示す指標	基本検診（総合検診と人間ドック）の受診者数÷基本検診の対象者数×100	67.2%	H16	70.0%
健康づくりに関心を持っている人の数	健康づくりに取り組んでいる市民の状況を示す指標	保健福祉センターの利用登録者数	1,103人	H16	2,500人
市民一人あたりの医療費（国民健康保険）	健康づくりへの支援の成果を示す指標	国民健康保険加入者が年度内に使用した一人あたり医療費（10割分）の額	295,079円	H16	300,000円